



報道機関 各位

記者発表資料

平成23年12月22日(木)

問い合わせ先

環境未来都市推進課 担当:高橋、島田

電話:829-1329

内線:3133

地域活性化総合特別区域の指定について

本市では、「暮らしやすく、活力のある都市として、継続的に成長する環境未来都市」の実現を目指して、平成23年9月30日付けで、「次世代自動車・スマートエネルギー特区」の指定について国に申請したところ、本日付で内閣総理大臣から指定されましたので、下記のとおりご報告いたします。

記

1. 総合特別区域の第一次指定について

別紙1のとおり

2. さいたま市「次世代自動車・スマートエネルギー特区」指定にかかる経緯

別紙2のとおり

3. さいたま市「次世代自動車・スマートエネルギー特区」申請概要

別紙3のとおり

総合特別区域の第一次指定対象区域

(1) 国際戦略総合特区

指定番号	地方公共団体の名称*	国際戦略総合特別区域の名称	指定区域	国際競争力強化方針
国際 1	北海道、札幌市、函館市、帯広市及び江別市並びに北海道河東郡音更町、士幌町、上士幌町及び鹿追町、上川郡新得町及び清水町、河西郡芽室町、中札内村及び更別村、広尾郡大樹町及び広尾町、中川郡幕別町、池田町、豊頃町及び本別町、足寄郡足寄町及び陸別町並びに十勝郡浦幌町	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	〇	〇
国際 2	茨城県及びつくば市	つくば国際戦略総合特区～つくばにおける科学技術の集積を活用したライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進～		〇
国際 3	東京都	アジアヘッドクォーター特区		〇
国際 4	神奈川県、横浜市及び川崎市	京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区		〇
国際 5	岐阜県、各務原市、愛知県、名古屋市、半田市、春日井市、常滑市、小牧市及び弥富市並びに愛知県西春日井郡豊山町及び海部郡飛島村	アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区		〇
国際 6	京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県及び神戸市	関西イノベーション国際戦略総合特区		〇
国際 7	福岡県、北九州市及び福岡市	グリーンアジア国際戦略総合特区		〇

※民間団体等を除いた地方公共団体の名称を北から順に並べています。

(2) 地域活性化総合特区

指定番号	地方公共団体の名称*	地域活性化総合特別区域の名称	指定区域	地域活性化方針
地域 1	札幌市	札幌コンテンツ特区	〇	〇
地域 2	北海道上川郡下川町	森林総合産業特区		〇
地域 3	秋田県	レアメタル等リサイクル資源特区		〇
地域 4	栃木県	栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区		〇
地域 5	群馬県	畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区		〇
地域 6	さいたま市	次世代自動車・スマートエネルギー特区		〇
地域 7	柏市	柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区		〇
地域 8	長岡市	持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区		〇
地域 9	伊達市、新潟市、三条市、見附市、岐阜市、高石市及び豊岡市	健康長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区		〇
地域 10	富山県	とやま地域共生型福祉推進特区		〇
地域 11	静岡県	ふじのくに先端医療総合特区		〇
地域 12	浜松市	未来創造「新・ものづくり」特区		〇
地域 13	豊田市	次世代エネルギー・モビリティ創造特区		〇
地域 14	京都府及び京都市	京都市地域活性化総合特区 豊かな文化と自然のもと、世界中から人々が集う、「ほんもの」に出会う京都～5000万人感動都市へ～		〇
地域 15	大阪府及び泉佐野市	国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区		〇
地域 16	兵庫県、洲本市、南あわじ市及び淡路市	あわじ環境未来島特区		〇
地域 17	和歌山県	和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区		〇
地域 18	島根県益田地区広域市町村圏事務組合	「森里海連環 高津川流域ふるさと構想」特区		〇
地域 19	雲南市	たたらの里山再生特区(中山間地域における里山を活用した市民による地域再生の挑戦)		〇
地域 20	岡山県	ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区		〇
地域 21	広島県	環境観光モデル都市づくり推進特区		〇
地域 22	広島県	尾道地域医療連携推進特区		〇
地域 23	山口県、光市及び柳井市並びに熊毛郡田布施町	次世代型農業生産構造確立特区		〇
地域 24	香川県	かがわ医療福祉総合特区		〇
地域 25	西条市	西条農業革新都市総合特区		〇
地域 26	大分県、宮崎県	東九州メディカルバレー構想特区(血液・血管医療を中心とした医療産業拠点づくり特区)		〇

*民間団体等を除いた地方公共団体の名称を北から順に並べています。



さいたま市「次世代自動車・スマートエネルギー特区」指定にかかる経緯

* 平成23年6月22日

「総合特別区域法(総合特区法)」が成立(8月1日施行)



* 平成23年8月15日

総合特区申請(1次指定分)受付開始(~9月30日 受付締め切り)



* 平成23年9月30日

さいたま市は、地域活性化総合特区として「次世代自動車・スマートエネルギー特区」を申請

全国からの申請件数：77件



* 平成23年11月14日

専門家及び事務局による書面審査(1次評価)及び総合特別区域評価・調査検討会(以下「検討会」)(2次評価)により決定した、ヒアリング対象地域の公表
・さいたま市の評価得点:13.375点(全分野:11位、グリーンイノベーション分野:6位)

ヒアリング対象地域：34件(申請：77件)



* 平成23年11月25日

検討会によるヒアリングにおいて、清水市長が「次世代自動車・スマートエネルギー特区」の申請内容についてプレゼンテーションを行なう



検討会において、ヒアリングを踏まえた指定推薦案を作成(3次評価)
総合特別区域推進ワーキンググループ(副大臣・政務官クラス)が作成した意見案を踏まえた総合特別区域推進本部による指定案等の決定



* 平成23年12月22日

さいたま市「次世代自動車・スマートエネルギー特区」について、内閣総理大臣による総合特別区域の指定を受ける

地域活性化総合特別区域 指定地域：26件

(今後の予定)

「国と地方の協議会」の開催



総合特区計画の策定・認定(内閣総理大臣)



規制の特例措置等を活用した事業の実施

